平成２２年（フ）第４３３号
埼玉県東松山市松葉町２丁目９番２号　ゼフィルスタカシマ108
債務者　鈴木　敏夫
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４５号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1380番地　レオパレス深田202
債務者　森住　善宜
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５５号
名古屋市中村区大日町11番25号　ラ・メゾン・デ・フレアー303号
債務者　藏田　浩史
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９９号
愛知県瀬戸市東長根町10番地の２　ヒルトップ501
債務者　小取　明美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３２号
名古屋市中村区中島町１丁目85番地
債務者　酒井　裕二
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７５号
名古屋市中村区香取町１丁目35番地　コーポ豊栄２Ｈ号
債務者　枳穀　隆史
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２７号
愛知県安城市大東町22番６号　プライムハウス102、旧住所愛知県岡崎市大平町字天神前64番地５リバーサイドαⅢ106
債務者　相磯　隆一
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
愛知県碧南市天王町４丁目２番地
債務者　杉山　昌央
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
愛知県豊田市竹町光和46番地３
債務者　神谷　勇伍
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
鹿児島県出水市武本6733番地
債務者　川﨑　勝行
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第９号
鹿児島県出水市高尾野町大久保1516番地１ＫＭハイツ101号
債務者　西　てるみ
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
鹿児島県出水市高尾野町唐笠木768番地１
債務者　柏木　芳子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
宮城県名取市高舘吉田字東真坂１番地の５
債務者　小林多賀子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地12号棟307
債務者　小野寺　舞
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
宮城県石巻市中里６丁目９番10号
債務者　畠　　民子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
新潟市北区松浜８丁目13番３号、前住所新潟市西区山田470番地16
債務者　村山　健太
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４号
新潟市中央区窪田町４丁目258番地２
債務者　玉木　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部